

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例(平成13年函館市条例第49号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の屋上部分等)

第2条 条例第2条第3項第1号の規則で定める建築物の屋上部分は、次のとおりとする。

- (1) 昇降機の昇降ロビー
- (2) 機械室で屋上に設けることが適当であるもの
- (3) 雪下ろし塔屋
- (4) 時計塔
- (5) 教会の塔状部分
- (6) 高架水槽(周囲の目隠しを含む。)
- (7) キュービクル等電気設備機器
- (8) クーリングタワー等空調設備機器
- (9) その他市長が前各号に類するものと認めるもの

2 条例第2条第3項第2号の規則で定める屋上突出物は、次のとおりとする。

- (1) 採光窓、換気窓、パイプ、ダクトスペース等建築物の軀体の軽微な立ち上がり部分
- (2) 鬼がわら、装飾用工作物(装飾塔に類するものを除く。),開放性の高い手すり等軽微な外装部材
- (3) 避雷針、アンテナ、煙突等軽微な建築設備
- (4) その他市長が前3号に類するものと認めるもの

(標識)

第3条 条例第7条第1項の標識は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の標識は、中高層建築物の敷地が道路(当該敷地が2以上の道路に接する場合にあっては、幅員が大きい方の道路とする。)に接する部分の見やすい場所に、地盤面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。

3 建築主は、第1項の標識を、風雪等により容易に破損し、または倒壊しないように設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないように維持管理しなければならない。

(建築計画の届出等)

第4条 条例第7条第2項の規定による届出は、別記第2号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 標識の設置状況および記載内容が確認できる写真
- (2) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第1条の3第1項の表1(い)項に規定する付近見取図に、次に掲げる事項を記載したもの
 - ア 設置された標識の位置
 - イ 中高層建築物の敷地境界線(条例第2条第2項第3号アに規定する中高層建築物の敷地境界線をいう。以下この号において同じ。)からの水平距離が10メートル未満の範囲
 - ウ 中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が当該中高層建築物の高さの2倍に相当する範囲
- (3) 省令第1条の3第1項の表1(い)項に規定する配置図および各階平面図
- (4) 省令第1条の3第1項の表1(ろ)項に規定する2面以上の立面図および2面以上の断面図
- (5) 縮尺、方位、敷地境界線および敷地内における中高層建築物の位置を記入した図面に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる線ならびに日影の形状および範囲を記載したもの
 - ア 中高層建築物の敷地が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域または第2種中高層住居専用地域にある場合 平均地盤面からの高さ1.5メートル(第1種中高層住居専用地域および第2種中高層住居専用地域については、4メートル)の水平面における敷地境界線からの水平距離が5メートルおよび10メートルの線、当該中高層建築物が冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間に当該水平面に生じさせる1時間ごとの日影の形状ならびに当該中高層建築物が冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間に当該水平面に生じさせる3時間以上および2時間以上の日影の範囲
 - イ 中高層建築物の敷地が第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域または工業専用地域にある場合 平均地盤面からの高さ4メートルの水平面における敷地境界線からの水平距離が5メートルおよび10メートルの線、当該中高層建築物が冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間に当該水平面に生じさせる1時間ごとの日影の形状ならびに当該中高層建築物が冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間に当該水平面に生じさせる4時間以上および2.5時間以上の日影の範囲
- (6) 中高層建築物の敷地内における敷地利用計画を記載した図面

2 条例第7条第4項または第5項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書に次に掲げる書類(同条第5項の規定による届出にあっては、第1号に掲げる書類を除く。)を添えてしなければならない。

(1) 訂正された標識の設置状況および記載内容が確認できる写真

(2) 前項第2号から第6号までに掲げる書類で変更後の建築計画に基づき変更した内容が記載されたもの
(建築計画の説明)

第5条 条例第8条第1項および第3項の説明は、戸別訪問または説明会の開催により、次に掲げる事項について、当該事項を確認することができる書類を示して行わなければならない。

(1) 中高層建築物の敷地の形態および規模

(2) 中高層建築物の構造、規模および用途

(3) 中高層建築物の敷地内における配置および敷地利用計画

(4) 中高層建築物の工事期間および工程ならびに工法および周辺の安全確保の方策の概要

(5) 中高層建築物により生ずる日影が周囲に与える影響

(6) 中高層建築物により生ずる電波受信障害の範囲および対策

2 前項の規定により説明会を開催する場合は、開催する日の5日前までに、開催の日時および会場ならびに建築主等の連絡先について、第3条第1項の標識に隣接する場所への掲示等により周知しなければならない。

(説明の状況の報告)

第6条 条例第9条の規定による報告は、別記第4号様式の報告書に前条第1項の書類を添えてしなければならない。

(電波受信障害の発生予測範囲の調査結果の報告)

第7条 条例第10条第3項の規定による報告は、別記第5号様式の報告書に電波受信障害の発生が予測される地域を示す図面を添えてしなければならない。

(建築計画の変更に係る通知)

第8条 条例第11条第1項の規定による通知は、別記第6号様式の通知書によりするものとする。

(建築計画の取りやめの届出)

第9条 条例第12条第1項の規定による届出は、別記第7号様式の届出書によりしなければならない。

(紛争の調整の申出)

第10条 条例第13条第1項の申出は、別記第8号様式の申出書によりしなければならない。

(あせんの開始の通知)

第11条 条例第13条第3項の規定による通知は、別記第9号様式の通知書によりするものとする。

(あせんの打切りの通知)

第12条 条例第15条の規定による通知は、別記第10号様式の通知書によりするものとする。

(調停の申出等)

第13条 条例第18条第1項の申出は、別記第11号様式の申出書によりしなければならない。

2 条例第18条第3項の規定による勧告は、別記第12号様式の勧告書によりするものとする。

3 条例第18条第4項の規定による回答は、別記第13号様式の回答書によりしなければならない。

4 条例第18条第6項の規定による通知は、別記第14号様式の通知書によりするものとする。

(調停の開始の通知)

第14条 条例第19条第1項の規定による通知は、別記第15号様式の通知書によりするものとする。

(調停案受諾の勧告)

第15条 条例第21条第1項の規定による勧告は、別記第16号様式の勧告書によりするものとする。

2 条例第21条第2項の規定による回答は、別記第17号様式の回答書によりしなければならない。

(調停の打切りの通知)

第16条 条例第22条第1項または第2項の規定による通知は、別記第18号様式の通知書によりするものとする。

(中高層建築物紛争調停委員会)

第17条 条例第25条第1項の函館市中高層建築物紛争調停委員会(以下「委員会」という。)に委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が招集する。

6 委員長は、委員会の会議の議長となる。

7 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に紛争の当事者その他関係者の出席を求めて、意見もししくは説明を聴き、またはこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

10 委員会の庶務は、都市建設部において処理する。

11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(代表当事者の選定または変更の届出等)

第18条 条例第30条第2項の規定による届出は、別記第19号様式の届出書によりしなければならない。

2 代表当事者が選定された場合における前条第9項の規定の適用については、同項中「当事者」とあるのは、「代表当事者」とする。

(代理人の参加の申出等)

第19条 条例第32条第2項の規定による申出は、別記第20号様式の申出書に、紛争の当事者と代理人との関係を示す書類を添えてしなければならない。

2 条例第32条第3項の規定による通知は、別記第21号様式の通知書によりするものとする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月1日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年2月28日規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの(以下この項において「申請書等」という。)は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

別記第1号様式(第3条関係)

別記第1号様式(第3条関係)

建築計画のお知らせ		計画建築物配置図	
敷地の位置(地番)	函館市 町 丁目 番		
建築物の名称			
建築物の主要な用途		敷地面積	㎡
建築面積	()	延べ面積	㎡
建物の規模等	造	階	地上 階 地下
最高の軒の高さ	()	最高の高さ	()
建築基準法上の軒の高さ	()	条例上の高さ	()
工事の着手予定年月日	年 月 日		
建築主	住所 氏名	(電話 局 番)	
設計者	住所 氏名	(電話 局 番)	
工事監理者	住所 氏名	(電話 局 番)	
工事施工者	住所 氏名	(電話 局 番)	
標識の設置年月日	年 月 日		
この標識は、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第7条第1項の規定に基づき設置したもので、上記の建築計画についての説明を受けたい場合の連絡先は、次のとおりです。			
(連絡先)			
(電話 局 番)			

(配置図)

計画建築物完成予想図

90センチメートル以上

2面以上の立面図、2面以上描かれた透視図または1面の立面図と1面が描かれた透視図で、隣接する既存建築物の外観の概略が記載されたもの

90センチメートル以上

注 1 配置図、立面図および透視図の記載は、設計図面の貼付に代えることができます。

2 増築等で既存部分がある場合は、「建築物の規模等」の()内に既存部分の数値を記入してください。

3 「条例上の高さ」は、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第2条第3項の規定による高さを記入してください。

4 「建築基準法上の軒の高さ」は、建築基準法施行令第2条第1項第7号の規定による高さを記入してください。

別記第2号様式(第4条関係)

別記第2号様式(第4条関係)

中高層建築物の建築計画に関する届出書

年　月　日

函館市長様

届出者
 住所〔法人にあっては、主たる
 事務所の所在地〕
 氏名〔法人にあっては、その名
 称および代表者の氏名〕

中高層建築物を建築するので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築計画の概要を記載した標識を設置した日

年　月　日

2 建築確認の申請(計画通知、認定申請)をしようとする日

年　月　日

3 建築計画の概要

建築主	ふりがな			
	氏　名			
	住　所			(電話　局　番)
敷地	位　置			
	用途地域 () 地域	その他 の地区等	観光地区・都市景観形成地域・臨港地区・特別業務地区・特別工業地区・西桔梗南地区地区整備計画区域	
	防火地域 防　火　地　域	防火・準防火・指定なし		
主要な用途		工　事　の　種　別		
建築物の規模等	最高の高さ	■	條　例　上　の　高　さ	■
	最高の軒の高さ	■	建築基準法上の軒の高さ	■
	地下の深さ	■		
	階　数	地上	階，地下	階，塔屋
	構　造	一部		

	建築する部分	既存部分	合計
敷地面積	m ²		m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²
設計者	事務所の名称	()建築士事務所()登録第 号	
	事務所の所在地		(電話 局 番)
	氏名	()建築士()登録第 号	
工事監理者	事務所の名称	()建築士事務所()登録第 号	
	事務所の所在地		(電話 局 番)
	氏名	()建築士()登録第 号	
工事施工者	事務所の名称	建設業の許可 大臣・知事 第 号	
	事務所の所在地		(電話 局 番)
	氏名		

注 1 「条例上の高さ」は、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第2条第3項の規定による高さを記入してください。

2 「建築基準法上の軒の高さ」は、建築基準法施行令第2条第1項第7号の規定による高さを記入してください。

別記第3号様式(第4条関係)

別記第3号様式(第4条関係)

中高層建築物建築計画変更届出書

年　月　日

函館市長様

届出者
住所〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕
氏名〔法人にあっては、その名
称および代表者の氏名〕

年　月　日付けで届け出た中高層建築物の建築計画について変更したので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第7条第4項(第5項)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 中高層建築物の敷地の位置
- 2 変更年月日　　年　月　日
- 3 変更事項
- 4 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後

別記第4号様式(第6条関係)

別記第4号様式(第6条関係)

説明状況報告書

年月日

函館市長様

報告者
住所〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕
氏名〔法人にあっては、その名
称および代表者の氏名〕

中高層建築物の建築計画の説明を行ったので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第9条の規定により、次のとおり報告します。

この報告書および添付書類に記載した事項は、すべて事実に相違ありません。

1 中高層建築物の建築計画に関する届出をした日

年月日

2 中高層建築物の敷地の位置

3 説明の方法

4 説明を行った日時および場所

5 説明の概要

	説明した世帯数	該当する世帯数
近隣関係住民	世帯	世帯
隣接住民	世帯	世帯
周辺住民	世帯	世帯

意見、要望および回答等				
近隣関係住民の住所および氏名	近隣関係住民(隣接住民または周辺住民のいずれかに○を付けてください。)			建築主等の回答等
	隣接住民	周辺住民	区分	

説明をできなかつた隣接住民に関する報告				
隣接住民		説明をするために訪問した日時	説明をできなかつた理由	建築主等が行った措置
住所および氏名	区分			

注 「区分」欄は、①建築物の占有者(居住者等)、②建築物の所有者および③土地の所有者のうちの該当する番号を記入してください。

別記第5号様式(第7条関係)

別記第5号様式(第7条関係)

電波受信障害発生予測範囲調査結果報告書

年　月　日

函館市長様

報告者
住所〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕
氏名〔法人にあっては、その名
称および代表者の氏名〕

中高層建築物の建築による電波受信障害の発生が予測される範囲の調査をしたので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 中高層建築物の建築計画に関する届出をした日
年　月　日
- 2 中高層建築物の敷地の位置
- 3 中高層建築物の主要な用途
- 4 調査の実施年月日　　年　月　日
- 5 調査について指示をした者の住所および氏名

別記第6号様式(第8条関係)

別記第6号様式(第8条関係)

中高層建築物の建築計画の変更に関する通知書

年　月　日

様

函館市長　印

年　月　日付けで届出のあった中高層建築物の建築計画の変更が、建築基準法第6条第1項後段の確認を受けた建築物の計画の変更に該当し、かつ、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第11条第1項第一号に掲げる変更に該当すると認められるので通知します。

別記第7号様式(第9条関係)

別記第7号様式(第9条関係)

建築計画取りやめ届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者
住所 法人にあっては、主たる
事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その名
称および代表者の氏名

中高層建築物の建築計画を取りやめるので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第12条第1項の規定により届け出ます。

1 中高層建築物の建築計画に関する届出をした日

年 月 日

2 中高層建築物の敷地の位置

別記第8号様式(第10条関係)

別記第8号様式(第10条関係)

紛争調整申出書

年月日

函館市長様

申出者
住所〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕
氏名〔法人にあっては、その名
称および代表者の氏名〕

函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり中高層建築物の建築に係る紛争の調整を申し出ます。

- 1 中高層建築物の敷地の位置
- 2 中高層建築物の主要な用途
- 3 紛争の調整を求める事項
- 4 紛争の相手方の住所および氏名

別記第9号様式(第11条関係)

別記第9号様式(第11条関係)

あっせん開始通知書

年　月　日

様

函館市長　印

次の中高層建築物の建築に關し紛争の調整の申出があったので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第13条第1項の規定によるあっせんを開始します。

1　紛争の調整の申出をした者および当該申出があつた日

年　月　日

2　中高層建築物の敷地の位置

3　中高層建築物の主要な用途

4　紛争調整申出書に記載された紛争の調整を求める事項

5　紛争の当事者の住所および氏名

(1)　建築主

(2)　近隣関係住民

別記第10号様式(第12条関係)

別記第10号様式 (第12条関係)

あっせん打切り通知書

年 月 日

様

函館市長 印

次の中高層建築物の建築に係る紛争について、あっせんによっては解決の見込みがないため、あっせんを打ち切ったので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第15条の規定により通知します。

なお、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第18条第2項の規定に基づき、あなたが本通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に、市長に対し調停の申出をすることができます。

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 あっせん開始の通知をした日 | 年 月 日 |
| 2 中高層建築物の敷地の位置 | |
| 3 中高層建築物の主要な用途 | |
| 4 あっせんを打ち切った日 | 年 月 日 |

別記第11号様式(第13条関係)

別記第11号様式 (第13条関係)

調 停 申 出 書

年 月 日

函館市長 様

申出者
住所 法人にあっては、主たる
事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その名
称および代表者の氏名

函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり調停を申し出ます。

- 1 中高層建築物の敷地の位置
- 2 中高層建築物の主要な用途
- 3 調停を求める事項
- 4 紛争の相手方の住所および氏名

別記第12号様式 (第13条関係)

調 停 移 行 励 告 書

年 月 日

様

函館市長 印

次のとおりあなたが当事者である中高層建築物の建築に係る紛争の相手方から調停の申出があり、当該申出に相当の理由があると認められるので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第18条第3項の規定により、調停に移行するよう勧告します。

なお、この勧告に対する諾否について、 年 月 日までに回答してください。

1 紛争の相手方からの調停の申出があった日

年 月 日

2 中高層建築物の敷地の位置

3 中高層建築物の主要な用途

4 調停申出書に記載された紛争の調停を求める事項

5 調停を申し出た者の住所および氏名

別記第13号様式(第13条関係)

別記第13号様式 (第13条関係)

紛争の調停移行勧告に対する回答書

年　月　日

函館市長 様

回答者
住所
〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕
氏名
〔法人にあっては、その名
称および代表者の氏名〕

年　月　日付けの調停への移行の勧告について、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第18条第4項の規定により、次のとおり回答します。

1 調停への移行を

受諾します 受諾しません

2 受諾しない場合は、その理由

別記第14号様式(第13条関係)

別記第14号様式 (第13条関係)

調停を行わない旨の通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けであった調停の申出について、紛争の相手方に調停への移行の勧告をしましたが、紛争の相手方から調停への移行を受諾しない旨の回答があつたため、調停を行わないので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第18条第6項の規定により通知します。

- 1 中高層建築物の敷地の位置
- 2 中高層建築物の主要な用途

別記第15号様式(第14条関係)

別記第15号様式 (第14条関係)

調 停 開 始 通 知 書

年 月 日

様

函館市長 印

次の中高層建築物の建築に関し函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第18条第1項(第5項)の規定による調停を開始します。

1 調停の申出をした者および当該申出があった日

年 月 日

2 中高層建築物の敷地の位置

3 中高層建築物の主要な用途

4 調停申出書に記載された紛争の調停を求める事項

5 紛争の当事者の住所および氏名

別記第16号様式(第15条関係)

別記第16号様式 (第15条関係)

調 停 案 受 諾 勘 告 書

年 月 日

様

函館市長 印

函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第21条第1項の規定により、次の調停案の受諾を勧告します。

なお、この調停案を受諾するか否かについて 年 月 日までに回答してください。

- 1 調停の開始の通知をした日 年 月 日
- 2 中高層建築物の敷地の位置
- 3 中高層建築物の主要な用途
- 4 調停案

別記第17号様式(第15条関係)

別記第17号様式 (第15条関係)

調停案受諾の勧告に対する回答書

年　月　日

函館市長 様

回答者
住所 法人にあっては、主たる
 事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その名
 称および代表者の氏名

年　月　日付けの調停案の受諾の勧告について、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第21条第2項の規定により、次のとおり回答します。

1 調停案を

受諾します 受諾しません

2 受諾しない場合は、その理由

別記第18号様式(第16条関係)

別記第18号様式 (第16条関係)

調 停 打 切 り 通 知 書

年 月 日

様

函館市長 印

次の中高層建築物の建築に係る紛争については、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調停に関する条例第22条第1項の規定により調停を打ち切った(第22条第2項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた)ので通知します。

- 1 調停の開始の通知をした日 年 月 日
- 2 中高層建築物の敷地の位置
- 3 中高層建築物の主要な用途
- 4 調停を打ち切った(調停が打ち切られたものとみなされた)理由

別記第19号様式(第18条関係)

別記第19号様式 (第18条関係)

代表当事者選定(変更)届出書

年　月　日

函館市長 様

届出者 別紙届出者一覧のとおり

次のとおり代表当事者を選定(変更)したので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第30条第2項の規定により届け出ます。

1 選定した(変更後の)代表当事者の住所および氏名

住 所	氏 名
(電話 局 番)	

2 選定(変更)年月日 年　月　日

別紙

届 出 者 一 覧

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)

別記第20号様式(第19条関係)

別記第20号様式 (第19条関係)

代 理 人 参 加 申 出 書

年 月 日

函館市長 様

申出者
住所 法人にあっては、主たる
事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その名
称および代表者の氏名

次の者を私の代理人として中高層建築物の建築に係る紛争のあっせんおよび調停(調停)の手続に参加させたいので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第32条第2項の規定により申し出ます。

1 代理人の住所および氏名

2 代理人としての資格

弁護士 私の配偶者 私の3親等以内の親族

3 代理人としてあっせんおよび調停(調停)の手続への参加を開始させたい年月日

年 月 日

別記第21号様式(第19条関係)

別記第21号様式 (第19条関係)

代理人参加承諾(不承諾)通知書

年　月　日

様

函館市長　印

年　月　日付けで申出のあった代理人の参加について、次のとおり承諾する(次の理由により承諾しない)ので、函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例第32条第3項の規定により通知します。

1 参加の申出があった代理人の住所および氏名

2 代理人としてあっせんおよび調停(調停)の手続への参加を開始することを認める年月

日　　年　月　日

3 不承諾の場合は、その理由